

# 定 款

社会福祉法人財団若葉会

## 第一章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、第二種社会福祉事業がその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### 第二種社会福祉事業

- イ 保育所の経営
- ロ 学童保育室の運営

### (名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人財団若葉会という。

### (経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉事業の質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の子育て世帯を支援するため、福祉事業を積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を埼玉県行田市行田 1 1 番 1 0 号に置く。